

兵庫県公報

令和6年8月27日 火曜日 第544号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定（地域福祉課）	1
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の廃止、変更及び休止の届出（同）	2
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の辞退の届出（同）	3
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術機関の指定（同）	4
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	4
○ 保安林の指定予定（治山課）	4
○ 同 上（同）	5
○ 保安林の指定施業要件の変更予定（同）	5
○ 漁業法に基づく聴聞の実施（水産漁港課）	7
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	8
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（同）	9
○ 道路の区域の変更（道路保全課）	9
○ 同 上（同）	9
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	10
○ 景観遺産の登録（都市政策課）	10
○ 道路の位置指定（中播磨県民センター）	10
○ 同 上（同）	11
公 告	
○ 入札公告（物品管理課）	11
病院局公告	
○ 入札公告	14
○ 落札者等の公示	16
警察本部公告	
○ 落札者等の公示	17
○ 同 上	17

告 示

兵庫県告示第801号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療を担当する機関を次のとおり指定した。

令和6年8月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定医療機関

名称	所在地	指定年月日
医療法人なないろ歯科・子ども矯正歯科クリニック兵庫・芦屋医院	芦屋市打出小槌町10-6 MAIN STAGE AshiyaOne-Block1・2階	令和6年7月1日
かねこ脳神経外科リハビリクリニック	伊丹市山田5-3-3	同年6月1日
Jam訪問看護ステーション	加古川市野口町良野1762	同年3月1日
おおぼし小児科クリニック	宝塚市山本南2-13-5 宝塚山本南クリニックモール1階	同年7月8日
アゼリア歯科クリニック	同 市伊子志3-2-30	同年5月15日
ミック薬局 アピア逆瀬川店	同 市逆瀬川1-2-1 アピア1棟3F	同年6月1日
ユーアイ調剤薬局曾根店	高砂市阿弥陀1-7-7	同 月10日
川西駅前おおさわ心療内科	川西市中央町5-5 OHMIビル403号	令和6年7月1日
フタバ在宅医療サポート薬局	同 市清和台東3-1-45 YMビル201	同
たろう歯科クリニック	小野市王子町606-6	同
住吉台どんぐり薬局	丹波篠山市住吉台98-6	同
ソレイユファーマシィ薬局	朝来市和田山町加都1572	同年6月1日
くるみ薬局	同 市和田山町立ノ原23-4	同
さくら内科クリニック	加東市下久米580-1	同
まりん歯科	同 市下滝野5-23	同
訪問看護ステーションソラーレ	たつの市龍野町堂本88-1 アベニューA棟 202	令和6年7月1日
アピス薬局 猪名川店	川辺郡猪名川町広根字奥ノ谷5番外5筆	同年6月1日
尾崎病院（医科）	佐用郡佐用町上三河141-4	同
尾崎病院（歯科）	同 上	同



兵庫県告示第802号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から廃止、変更及び休止の届出があった。

令和6年8月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 廃止の届出があった指定医療機関

名称	所在地
寺内歯科医院	洲本市下加茂1-1-88
かねこ脳神経外科リハビリクリニック	伊丹市山田5-3-3
南本町クリニック	同 市南本町7-1-15 エクセル新伊丹1階

遠藤産婦人科医院	西脇市野村町1558—3
アゼリア歯科クリニック	宝塚市小林4—6—25
ミック薬局 アピア逆瀬川店	同 市逆瀬川1—2—1 アピア1棟3F
ユーアイ調剤薬局	高砂市阿弥陀1—7—7
片山歯科医院	丹波市市島町上田221—7
さくら内科クリニック	加東市下久米580—1
まりん歯科	同 市下滝野5—23
アピス薬局猪名川店	川辺郡猪名川町広根字奥ノ谷5番外5筆
新谷クリニック	加古郡播磨町野添1662—4
尾崎病院（医科）	佐用郡佐用町上三河141—4
尾崎病院（歯科）	同 上

2 名称等の変更の届出があった指定医療機関

名称	所在地	変更内容
まごころ訪問看護ステーション	芦屋市陽光町4—58	所在地
医療法人社団 ゆあさ乳腺クリニック	加古川市加古川町寺家町303ニッケパークタウン クリニックモール加古川2階	名称
あゆみ会訪問看護ステーション	同 市加古川町本町310	所在地
やまもと整形リハビリクリニック	宝塚市山本東3—14—6	名称・開設者名称
宝塚ライム薬局	同 市栄町2—11—24 タツミ宝塚駅前ビル1階	所在地
お結び訪問看護ステーション	同 市逆瀬川1—13—18 宝祥ビル202	名称

3 休止の届出があった指定医療機関

名称	所在地
ぶんど歯科クリニック	三田市広野27



兵庫県告示第803号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から辞退の届出があった。

令和6年8月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

辞退の届出があった指定医療機関

名称	所在地
しらいし皮ふ科クリニック	宝塚市川面5—1—3 ホワイトストーンギャラリー1階



兵庫県告示第804号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、施術を担当する機関を次のとおり指定した。

令和6年8月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定施術機関

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
有本 清美	からだ接骨院 西明石院	明石市西明石北町1-1-3	令和6年7月4日
中村 俊太	からだ接骨院 姫路院	姫路市駅前町188-1 グランフェスタ4番街	同 月1日
森下 大	実現治療院 三田店	三田市武庫が丘7-6 1棟 801号	同 月3日



兵庫県告示第805号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を令和6年8月8日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

令和6年8月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
農地整備事業（経営体育成型）	たつの東部地区	令和6年8月27日から 同 年9月17日まで	たつの市役所



兵庫県告示第806号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和6年8月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所
養父市上箇字安井72の1から72の5まで
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (i) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字安井72の1・72の2（以上2筆について、次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第807号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和6年8月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所
朝来市生野町黒川字藤尾43の2、47、字石橋136から138まで、字簾野147の1から147の3まで、148、149、178
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字藤尾43の2・47（以上2筆について、次の図に示す部分に限る。）、字簾野147の1から147の3まで、148、149・178（以上2筆について、次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第808号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和6年8月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美方郡香美町村岡区作山字東山403の59
 - (2) 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美方郡香美町村岡区耀山字サワ534、539の5から539の11まで
 - (2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(7) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

3 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

美方郡香美町村岡区味取字赤谷648の1、651、660、666、668、674、675、684、685

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(7) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

4 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

美方郡香美町村岡区長瀬字尾白810

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(7) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

5 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

美方郡香美町村岡区長須字西山531

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(7) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

6 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

美方郡香美町村岡区入江字白菅4の3

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (7) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第809号

漁業法（昭和24年法律第267号）第131条第2項の規定により、次のとおり聴聞を行う。

令和6年8月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 件名
漁業関係法令違反に係る停泊処分
- 2 日時
令和6年9月13日（金）午前10時15分から午前11時30分まで
- 3 場所
兵庫県庁 1号館7階 会議室



兵庫県告示第810号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和6年8月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
株式会社神戸製鋼所高砂製作所
高砂市荒井町新浜2丁目3番1号
所長 橋本康宏
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
株式会社神戸製鋼所高砂製作所
高砂市荒井町新浜2丁目3番1号
- (3) 特定施設に関する事項

種	類	71号の2イ 洗浄施設	
能	力	45L/分	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後1箇月	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続	
使用時間の季節的変動の概要		なし	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通常	最大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	3.4	10
	化 学 的 酸 素 要 求 量 (単位 mg/L)	12	26
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	1.2	1.5
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	3	5
	りん 含 有 量 (単位 mg/L)	0.4	0.7
	ふ っ 素 及 び そ の 化 合 物 (単位 mg/L)	0.2未満	0.2未満
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (単位 mg/L)	1.1未満	1.1未満	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)		0	0.1

備考 汚水等は外部委託処理するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和6年8月27日から同年9月17日まで
- (2) 場所 兵庫県環境部水大気課及び高砂市生活環境部環境経済室環境政策課

兵庫県告示第811号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和6年8月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 指定する区域
赤穂市西浜町980番1の一部
- 2 特定有害物質の名称
砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

兵庫県告示第812号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、令和6年8月27日から2週間、但馬県民局豊岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年8月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
国道 426号	豊岡市中陰字長谷189番5から 同市上陰字内田208番1まで	旧	9.0から 13.0まで	567.0	
	豊岡市中陰字長谷189番5から 同市上陰字内田208番1まで 豊岡市中陰字川西279番3から 同市上陰字内田208番1まで	新	9.0から 13.0まで 16.0から 23.0まで	567.0 567.0	予定地

兵庫県告示第813号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、令和6年8月27日から2週間、但馬県民局豊岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年8月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
国道 482号	豊岡市出石町丸中宇川原11番1から 同市出石町大谷字竹ヶ下765番1まで	旧	5.0から 16.0まで	266.0	
		新	5.0から 16.0まで 10.0から 19.0まで	266.0 266.0	予定地

兵庫県告示第814号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、西播磨県民局光都土木事務所及び佐用町役場に備え置いて縦覧に供する。

令和6年8月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定区域

区 域 名	市 郡 名	区 町 名	町 大 字 名	小 字 名	地 番
大願寺(3)	佐用郡	佐用町	佐用	大願寺	3572番109から3572番113まで、3572番114の一部、3572番135の一部、3572番136、3572番180の一部、3572番181の一部、3648番の一部、3649番、3650番1、3650番2から3650番4までの各一部、3651番2、3652番1、3654番、3658番の一部、3659番1、3660番1、3660番2、3661番1



兵庫県告示第815号

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号）第21条の22第1項の規定により、景観遺産として次のものを登録した。

令和6年8月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

北但大震災からの復興を今に伝える「豊岡震災復興遺産」

1 登録番号、名称及び所在地

登録番号	名称	所在地
3-1	旧豊岡町役場庁舎	豊岡市中央町2番4
3-2	旧兵庫縣農工銀行豊岡支店	同 市中央町11番22
3-3	佐藤家及び西村家住宅	同 市中央町5番44、5番45、5番46
3-4	旧5軒長屋	同 市中央町10番1、10番2
3-5	大開通南側長屋	同 市中央町10番7、10番8、10番9、10番10、10番11、10番12
3-6	鈴木家住宅	同 市中央町9番1
3-7	河見家住宅	同 市中央町5番40
3-8	旧豊岡貯蓄銀行	同 市元町12番6

2 登録の理由

地域の歴史と深いつながりがあること、地域特有の構法や意匠形態であることに加え、同じ特徴を持つ他の建造物等が失われつつあるなど希少価値があるため。



兵庫県告示第816号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課において縦覧に供する。

令和6年8月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定番号	指定年月日 (令和年月日)	位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第R05中播位置 0009号	6.8.13	揖保郡太子町立岡字竹内306番1の一部	6.0	25.06



兵庫県告示第817号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課において縦覧に供する。

令和6年8月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定番号	指定年月日 (令和年月日)	位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第R05中播位置 0011号	6.8.13	揖保郡太子町矢田部字大見度129番の一部	5.0	55.11

公 告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和6年8月27日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦

1 調達内容

- (1) 調達物品及び数量
議会LAN用機器一式（賃貸借）
- (2) 調達物品の特質等
調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。
- (3) 賃貸借期間
令和7年1月1日（水）から令和10年12月31日（日）まで（48箇月）
- (4) 納入場所
兵庫県議会事務局（詳細は仕様書のとおり）
- (5) 入札方法
上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額（月額）の110分の100に相当する金額で入札すること。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

- (3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- 3 入札の参加申込み及び入札の方法等
入札は、書面又は電子によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。
- (1) 書面による入札
- ア 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問合せ先
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県出納局物品管理課 担当 中山
電話 (078) 341-7711 内線4935 F A X (078) 362-3928
- イ 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間並びに入札説明書の交付期間
令和6年8月27日（火）から同年9月10日（火）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
- ウ 入札の日時及び場所
令和6年10月7日（月）午後4時 兵庫県庁1号館1階入札室
- エ 入札書の提出期限
上記ウの入札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、令和6年10月4日（金）午後5時までに上記アの場所に必着のこと。
- (2) 電子による入札
兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）の利用による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。
- ア 参加申込みの期間
令和6年8月27日（火）から同年9月10日（火）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後8時まで（ただし、令和6年9月10日（火）は午後4時までとする。）
- イ 入札の日時
令和6年9月30日（月）午後5時から同年10月7日（月）午後4時まで（県の休日を除く。）
- ウ 開札日時及び場所は上記(1)ウに同じ。
- 4 仕様確認等
- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。
- ア 受付期間
令和6年8月28日（水）から同年9月20日（金）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）
なお、電子入札システムによる場合は、令和6年8月28日（水）から同年9月10日（火）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後8時まで（ただし、令和6年9月10日（火）は午後4時までとする。）の間に提出すること。
- イ 受付場所
上記3(1)アに同じ。
- ウ 提出書類
仕様確認申込書、カタログ等の仕様を確認できる書類
- エ 提出方法
電子入札システム、持参又はF A Xにより提出すること。
- オ 確認の結果
令和6年9月30日（月）午後5時までに通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に契約期間48箇月を乗じた額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。））の100分の5以上の額の入札保証金を令和6年10月3日（木）正午までに納付しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に契約期間48箇月を乗じた額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。））の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納付しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しその保険証書を契約保証金に代えて提出する場合、「誓約書（契約保証金の免除についての誓約書）」を提出する場合、契約金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に契約期間48箇月を乗じた額）が200万円以下の場合等は、契約保証金を免除する。

(4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに納付されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和6年10月21日（月）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名があり、入札内容が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名があること（電子入札を除く。）。

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと（電子入札を除く。）。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Saito Motohiko, Governor of Hyogo Prefecture

(2) Nature of quantity of the product to be procured:

1 set of Parliamentary LAN equipment (leasing contract)

(3) Lease period: January 1, 2025 - December 31, 2028

(4) Delivery location:

Hyogo Prefectural Assembly Secretariat

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 September 10, 2024

(6) Deadline for tender:

16:00 October 7, 2024 by direct delivery, electronic bidding system

17:00 October 4, 2024 by mail

(7) Person to contact concerning the Notice:

Ms. Nakayama, Personnel and Procurement Division, Treasury Bureau, Hyogo Prefectural Government

5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567

TEL (078)341-7711 extension 4935

病院局公告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和6年8月27日

兵庫県病院事業 契約担当者

県立西宮病院長 野口 眞三郎

1 調達内容

(1) 調達件名及び数量

自家用発電機設備保守点検業務 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

令和6年10月11日から令和7年3月31日まで

(4) 履行場所

県立西宮病院 西宮市六湛寺町13-9

(5) 入札方法

上記(1)について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった年間契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に納入局物品管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 上記(1)の名簿に「設備保守・管理」を希望業種として登録されている者であること。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(4) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒662-0918 西宮市六湛寺町13-9
県立西宮病院総務部経理課 電話 (0798) 34-5151 内線3208
 - (2) 契約条項を示す期間、入札説明書及び下記4(5)サで提出を求める誓約書の交付期間
令和6年8月27日(火)から同年9月9日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)
午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)
 - (3) 申込書の受付期間
上記(2)に同じ。
 - (4) 入札・開札の日時及び場所
令和6年10月7日(月)10時00分 県立西宮病院3号棟4階中会議室
 - (5) 入札書の提出期限
上記(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、令和6年10月4日(金)午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。
- 4 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金
契約希望金額(入札書記載金額の100分の110の金額)の100分の5以上の額の入札保証金を令和6年10月3日(木)午後4時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を保証金に代えて提出すること。
 - (3) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。
 - (4) 入札者に求められる義務
ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した特定役務を履行できることを証明する書類を申込書に添付して指定の期間内に提出し、契約担当者による一般競争入札参加資格及び履行能力の確認を受けること。
イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
 - (5) 入札に関する条件
ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。
イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日(令和6年10月11日(金))までであること。
ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。
ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
 - (イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
 - (ロ) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうちア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者
 - サ 落札金額が200万円(消費税及び地方消費税を含む。)を超える場合には、落札者が暴力団でないこと

警察本部公告

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和6年8月27日

契約担当者

兵庫県警察本部長 村井紀之

- 1 落札に係る物品等又は役務の名称
パーソナルコンピュータ3,300式賃貸借
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
兵庫県警察本部会計課 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
- 3 落札者を決定した日
令和6年8月8日
- 4 落札者の名称及び住所
FLCS株式会社神戸支店 神戸市中央区磯上通七丁目1番8号
- 5 落札金額
6,211,700円(月額)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
令和6年6月28日



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和6年8月27日

契約担当者

兵庫県警察本部長 村井紀之

- 1 落札に係る物品等又は役務の名称
パーソナルコンピュータ537式賃貸借
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
兵庫県警察本部会計課 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
- 3 落札者を決定した日
令和6年8月8日
- 4 落札者の名称及び住所
株式会社J ECC 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 5 落札金額
762,960円(月額)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
令和6年6月28日